

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：京都市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	4,299
自給的農家数	1,774
販売農家数	2,525
主業農家数	608
準主業農家数	564
副業的農家数	1,353

* 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	4,319
女性	2,084
40代以下	759

* 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	221
基本構想水準到達者	137
認定新規就農者	21
農業参入法人	21
集落営農経営	—
特定農業団体	—
集落営農組織	3

* 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園畠	牧草畠	
耕地面積	1,870.0	630.0				2,500.0
経営耕地面積	1,534.0	442.0	322.0	120.0		1,976.0
遊休農地面積	11.4	1.6	1.0	0.6		13.0
農地台帳面積	1,939.7	830.8	811.0	19.8		2,770.5

*1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

*2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

*3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H31年3月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	21	20
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	3
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	29	29	4

*現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積 2,600.0ha	これまでの集積面積 239. 6ha	集積率 9.22%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地の増加や、相続による農地所有の分散化等の課題がある。 特に耕作放棄地が多い中山間地域等では、担い手が不足しているため、農地中間管理機構や特定農業法人との連携、貸付意向のある農地の情報発信、借り受け希望者の掘り起こしが必要。 		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 328. 5ha (うち新規集積面積 88. 9ha) 目標設定の考え方:京力農場プランに掲げられている目標値から算出。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 農用地利用円滑化団体(京都市・ふるさと公社)、農地中間管理機構等への情報提供(通年) 市農政部局と連携して、貸し手、借り手の意向把握(通年) 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(6月~8月、1月~2月) 新規就農者をはじめ、担い手の掘り起こしと育成(通年)

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成27年度新規参入者数	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数
	26経営体	27経営体	23経営体
	平成27年度新規参入者が取得した農地面積	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積
	9.3ha	9.5ha	7.1ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 経営の自立が難しいため、就農後の定着や規模拡大など、参入後の支援 		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	30 経営体	参入目標面積	— ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農者、新規参入者への相談対応(通年) 農地確保に向け農地所有者、地域との調整(通年) 参入後の支援(通年) 		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,600.0ha	13.0ha	0.50%
課 題	地理的条件の悪い山間地における耕作放棄地の解消は、相当の期間と手法の検討が必要。 平野部の耕作放棄地については、作り手の掘り起こしと情報の提供が重要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 4.2ha		
	目標設定の考え方: 農業振興地域内の農用地や生産緑地等重点対象地の解消		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	164人	6月～10月	10月～11月
農地の利用状況調査	調査方法	農地利用最適化推進委員、農地調査協力員等による現地調査	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～1月	1月～2月	
その他	年間を通じて、農地利用の最適化に向け、貸付意向農地、借受希望農家の掘り起こしとマッチングに取り組む。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,600.0ha	0.81ha
課 題	農地法第3条による農地取得後の無断転用が見受けられる。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	6月～8月(現地確認、電話、面接による所有者への改善指導) 8月以降(随時、現地確認と指導を継続するとともに、前年度における3条、4条、5条許可案件について、農地パトロールによる利用状況を調査する。)
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：向日市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	147ha	4.29ha	2.92%
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、たけのこ畑を中心に耕作放棄地が発生している		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	遊休農地の解消面積 1.0ha		
	目標案設定の考え方:所有者等への指導等により遊休農地を解消していく		
活動計画	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
	7月～8月	20人	8月～9月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とするが、農用地区域内のたけのこ畑(竹林)を重点区域に指定し調査を行う。 2 遊休化している場合は、当該農地の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録する。 3 調査区域を3地区に分け、担当の農業委員を決め調査を行う。	
遊休農地への指導	実施時期:9月～11月		

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

3 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

4 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 ha		
	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
活動計画	調査方法		
	実施時期:		

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	285戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
課 題	うち主業農家	23戸	経営	法人	団体
	農業生産法人数	0法人			

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成30年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	1経営	法人	団体
目標案設定の考え方:市長部局と農業委員会が連携し、当該目標を目指す必要があると考える			
活動計画案	若手農業者等へ認定農業者制度の周知を行い、認定農業者となるべき農業者の掘り起こしを行う。		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成30年度の目標及び活動計画

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標	経営	法人	団体
活動計画			

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	147ha	4.7ha	3.20%
課 題	担い手の高齢化等により、保全管理田が増加しており、これらの農地を意欲ある若手の農業者に利用集積を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成29年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 1ha
	目標案設定の考え方:利用権設定による農地の流動化が図られるよう、市長部局に対し働きかけていく。
活動計画案	リーフレット等を活用し、農用地利用集積計画による利用権設定の制度を周知し、利用権設定の促進を図る。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成29年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 ha
活動計画	

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成29年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	147ha	0ha	0%
課 題	引き続き、農地法の周知や農地パトロール等を通じて、違反転用の早期発見と未然防止を図る。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成29年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 ha
	目標案設定の考え方:引き続き、違反転用が発生しないよう、農地法の周知や日常的な農地パトロールの実施に努める。
活動計画案	違反転用の発生防止に向けた取組 ・6~7月 利用状況調査の実施 ・12月~1月 農地パトロールの実施 ・「農政だより」等による農業者への周知 ・通年 担当地区内の農地転用実施状況の確認

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(3) 地域の農業者等からの意見等

目標案に対する意見等	
活動計画案に対する意見等	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成29年度の目標及び活動計画

目 標	違反転用の解消面積 ha
活動計画	

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：長岡京市

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	361
自給的農家数	146
販売農家数	215
主業農家数	41
準主業農家数	56
副業的農家数	118

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	353
女性	179
40代以下	44

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	22
基本構想水準到達者	14
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	107	96	—	—	—	203
経営耕地面積	83	88	35	53	—	171
遊休農地面積	0.6	11.1	—	11	—	11.7
農地台帳面積	102.5	145.6	—	—	—	248.1

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	4
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	3	3	3

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1. 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	203 ha	39.49 ha	19.45%
課 題	農地利用ニーズの集約が活発に進んでいないこと、面積規模が少なく分散していることから、規模拡大が困難という側面がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 41.30 ha (うち新規集積面積 1.81 ha) 目標設定の考え方:農地などの利用の最適化の推進に関する指針
活動計画	長岡京市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の「担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」に基づき関係機関と連携しながら、農地の利用調整及びあっせんをすすめてゆく。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	0 経営体	2 経営体	0 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0.48 ha	0 ha
課 題	新規参入希望者の掘り出しが進んでいないこと。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.3 ha
活動計画	長岡京市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の「新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」に基づき関係機関と連携しながら、企業も含めた新規参入者を呼び込む。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	214.7 ha	11.7 ha	5.45%
課 題	遊休農地のはとんどが山間部の筍畑の竹林である。農家の高齢化や担い手不足、鳥獣被害、急斜面により管理困難といった理由で、解消につがらない現状がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1.94 ha		
	利用意向調査の結果を踏まえ、農地の農業上の利用の増進が図られるよう、あっせん等農地の利用関係の調整を行う。		
農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	17 人	7月～11月	11月
農地の利用意向調査	調査方法	市内平地部の田畠と西部の竹林(筍畑)に分け、管内の内全域を調査	
	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
その他	11月	12月～6月	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	203 ha	0.26 ha
課 題	農地転用許可権限を持つ京都府と連携して改善指導をしているが、農地として管理が不十分であり、農業生産の再開にまで至っていない。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	京都府と連携を取りながら、早急に農地復元が行われるよう努める。また、発生防止のため、農業者等への転用申請の周知とパトロールを隨時実施していく。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：大山崎町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	66
自給的農家数	41
販売農家数	25
主業農家数	3
準主業農家数	9
副業的農家数	13

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	40
女性	22
40代以下	4

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	0
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	17	14	—	—	—	31
経営耕地面積	10	5	4	1	0	15
遊休農地面積	0	0	0	0	0	0
農地台帳面積	15	14	7	7	0	29

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H32年 7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	0
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	31ha	0ha	0%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による後継者の問題が課題となっている。 また、農地の大半が市街化区域内にあり農地転用が進んでいる。その一方で納税猶予や生産緑地となっている農地が多く、農地の集積は進んでいない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	0ha	(うち新規集積面積	0ha)
目標	目標設定の考え方:町内農地の大半が市街化区域内にあり、いずれも小規模であり、分散錯綜であるため利用集積は難しい。			
活動計画	耕作されていない農地を所有している農家に対して聞き取りを行い、農業経営の規模拡大を目指している農家へ貸借のマッチングを行う。			

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	0経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課 題	本町の農地は大半が市街化区域内にあるため、農業経営に適しておらず、現状では新規参入者が見込めない。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	0経営体	参入目標面積	0ha
活動計画	特になし。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	31ha	0ha	0.00%
課 題	山中の筍畑で再生が困難と見込まれる荒廃農地がある。高齢化に伴う担い手不足や物理的な条件整備が著しく困難であること等により山中の農地の荒廃化が進んでいる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

活動計画	目 標	遊休農地の解消面積	0ha	
		目標設定の考え方:		
	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		16人	7月～8月	9月～10月
	調査方法	地域ごとに区域を定めて調査する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		10月～11月	11月～12月	
	その他	山中の再生困難な農地について、非農地判定を行い、所有者へ判定結果を通知する。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	31ha	0ha
課 題	特になし。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	8月に農地パトロールによる利用状況調査を実施する。 農業委員会だよりによる啓発を行う。 違反転用が発見された場合は所有者に対し是正の働きかけを行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：宇治市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	319
自給的農家数	150
販売農家数	169
主業農家数	45
準主業農家数	42
副業的農家数	82

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	276
女性	122
40代以下	63

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	47
基本構想水準到達者	5
認定新規就農者	8
農業参入法人	4
集落営農経営	-
特定農業団体	-
集落営農組織	-

※ 農業委員会調べ

単位:ha

田	畠	畠	畠			計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	282	99	-	-	-	381
経営耕地面積	128	59	20	39	-	187
遊休農地面積	0	0.6	0.6	0	-	0.6
農地台帳面積	284	113	69	44	0	397

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32年 7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	1
40代以下	—	3
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	5	5	5

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	397ha	106ha	26.70%
課 題	担い手の高齢化や後継者不足により、担い手の減少が農地の利用集積・集約化を図る上で課題となってきた。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 119ha (うち新規集積面積 13ha)
	目標設定の考え方:平成32年4月までに122.3haとする。
活動計画	農業再生協議会の取組みに参画し、利用権設定の拡大に努める。 また、年間を通じて相談業務等において利用権設定の制度等を周知し、広く制度の普及に努める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	6経営体	6経営体	4経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	1.4ha	1.1ha	1.0ha
課 題	農産物価格の低迷や生産コストの上昇によって農業経営の魅力が損なわれており、新規就農が困難な状況にある。この為、新規就農者等への支援・育成を図り、生産性の高い営農体系の確立が必要である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	3経営体	参入目標面積	1.0ha
活動計画	年間を通じて市農政担当部局や関係機関・団体等の連携強化に努め、農地中間管理機構の活用を図ることで、新規参入者の確保を目指す。		

※1 目標は、1年内に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	397ha	0.6ha	0.15%
課 題	一旦は適正に管理されたとしても、扱い手不足等により再び遊休農地となってしまう傾向にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 0.1ha		
目標設定の考え方: 平成32年4月までに遊休農地の半数を解消する。				
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		67人	4月～12月	5月～3月
農地の利用意向調査		農業委員、農地利用最適化推進委員、及び農業委員会事務局職員による利用状況調査。		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	11月～1月	12月～3月		
その他		農業委員による日常的な農地パトロールを行う。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	397ha	0.1ha
課 題	違反転用行為者(所有者以外)への是正指導が困難な状況となっている。農地法による許可が必要であることの認識がされていない為、周知が必要である。また、農地パトロール等による違反転用案件の早期発見と京都府等関係機関との連携による是正指導の実施が必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	利用状況調査、耕作放棄地全体調査及び農業委員・農地利用最適化推進委員による日常的な農地パトロールを行うとともに、違反転用案件の早期発見と是正指導に努める。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 京都府
農業委員会名： 城陽市

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	568
自給的農家数	278
販売農家数	290
主業農家数	57
準主業農家数	60
副業的農家数	173

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	465
女性	208

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	38
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	7
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	272	141	141			413
経営耕地面積	272	141	141			413
遊休農地面積	2.4	0.1	0.1			2
農地台帳面積	293	213	213			506

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 8 月 7 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 8 月 7 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	14	14			
認定農業者	—	5			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	0			
40代以下	—	1			
中立委員	—	1			

農地利用最適化推進委員	6	6	4
-------------	---	---	---

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	506ha	32ha	6%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散・未圃場整備等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	35ha	(うち新規集積面積	3ha)
	目標設定の考え方:平成29年度集積面積を目標			
活動計画	平成29年度調査の耕作放棄地に対しての意向調査結果に基づき斡旋。年間を通じ、円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施し農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(地区担当農業委員による高齢農家及び兼業農家等に対し意向聞き取りをし農地の面積等を把握)。担い手への農地の利用集積に向けた斡旋活動。			

※1 集積面積は、当該年度末時点まで利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	28年度新規参入者数	27年度新規参入者数
	2経営体	0経営体	1経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課 題	農家の高齢化による後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており、地域の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	2ha
活動計画	城陽市地域担い手育成総合支援協議会(又は城陽市農政課)が行う担い手育成のための説明会や集落座談会に参画し、認定農業者制度の周知や普及を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
課 題	506ha	2.5ha	0.40%
過年度から耕作地放棄地対策としてその解消に努めているが、農家の高齢化による後継者不足及び耕作条件不利農地について、対策後も引き続き耕作放棄地が点在している状況である。平成29年度実施した利用状況調査では城陽市内の農地が約1haが遊休農地となっている。特に農用地区域については計画的な耕作放棄地の解消と併せ、継続的な作付作物の選定と新規就農を含む耕作者の確保が必要である。			

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 目標設定の考え方:平成29年度遊休農地面積の解消を目標
	調査員数(実数)	2.5ha 調査実施時期
	31人	8月 調査結果取りまとめ時期 9月～11月
農地の利用状況調査	調査方法	旧村単位に班編成を組み、市、農協、土地改良区等に協力依頼を行い、平成29年度調査による2.5haについて再確認をすると併に、実施要領により遊休農地の調査を行なう。
	実施時期	調査結果取りまとめ時期
農地の利用意向調査	11月	12月～5月
その他	遊休農地の所有者に対して周辺農地への悪影響が生じないよう適正管理を実施するよう通知等により指導を行うと共に(自作する、貸したい、売りたい等)の意向調査を行なう。	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
課 題	506ha	0ha
違反解消のための指導及び引き続き違反転用が出ないよう市街化隣接地域を重点に徹底した監視を行なう。		

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	違反転用の発生防止に向けた取組 定期的な農地パトロールの実施(上半期・下半期 計2回)及びリーフレットによる農業委員から農家への周知
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：久御山町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	475
自給的農家数	152
販売農家数	323
主業農家数	107
準主業農家数	69
副業的農家数	147

	農業者数(人)
農業就業者数	627
女性	308
40代以下	125

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	86
基本構想水準到達者	2
認定新規就農者	0
農業参入法人	15
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	397	87	—	—	—	484
経営耕地面積	307	71	68	3	0	378
遊休農地面積	1.25	0.47	—	—	—	1.72
農地台帳面積	456	121	—	—	—	577

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	1
40代以下	—	3
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	3

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	484ha	144.0ha	29.75%
課 題	平成26年策定の久御山町農業経営基盤強化促進基本構想において、平成35年目標を176haと定めているが、目標達成は厳しい状況にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 150ha (うち新規集積面積 6ha)
	目標設定の考え方:町農業経営基盤強化促進基本構想において平成35年目標を176haと定めている。
活動計画	・規模拡大を志向する認定農業者等に対し、制度等の情報提供を行う。 ・農地移動適正化あっせん事業等により、担い手への農地の利用集積を図る。 ・ヤミ小作の掘り起こしを行い、解消していく。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	3経営体	1経営体	4経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.40ha	0.02ha	0.47ha
課 題	農地の確保、農作業用機械の導入費用、出荷先の確保、農業経営の先行きへの不安等から新規参入者の確保は困難である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	一 経営体	参入目標面積	— ha
活動計画	既存経営体の規模拡大意向を踏まえ、新規の目標設定は行わない。		

※1 目標は、1年内に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	484ha	1.72ha	0.36%
課 題	遊休農地の所有者等への早期指導、農業者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

活動 計 画	目標	遊休農地の解消面積 1.72ha		
		調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
農地の利用状況 調査	調査員数(実数)	20人	7月～8月	8月～11月
	調査方法	7月～8月に町内(全体)の農地を対象に一斉農地パトロールを実施し、その結果を基に事務局で現場の確認を行い土地所有者等へ指導を行う。		
農地の利用意向 調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	11月	11月～1月		
その他	利用意向調査を実施する前に、文書指導を行う。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	484	0.16ha
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・早期解決の流れの構築 ・近年指導が実施できていない案件に対する指導の再開 	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・継続案件については、粘り強く指導をしていく。 ・早期発見・早期解決の流れを府・府農業会議等と調整し構築する。 ・近年指導が実施できていない案件に対する指導を再開する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：八幡市

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	495
自給的農家数	184
販売農家数	311
主業農家数	80
準主業農家数	75
副業的農家数	156

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	558
女性	252
40代以下	—

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	73
基本構想水準到達者	13
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	385	98	98	0	0	483
経営耕地面積	257	76	53	23	0	333
遊休農地面積	3	0.7	0.7	0	0	3.7
農地台帳面積	531	202	202	0	0	733

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	13
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	2
40代以下	—	3
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	3

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積 483ha	これまでの集積面積 118.8ha	集積率 24.6%
課 題	高齢化等による農業従事者の減少のため担い手農家に農地の集積が課題		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 130.8 ha	(うち新規集積面積 12 ha)	
	目標設定の考え方:1割程度の増加を目指す。		
活動計画	八幡市においては、現在のところ利用権設定での農地集積が多く、農地中間管理機構による集積実績はない状況である。 規模拡大農家に農地が集積できるよう推進するとともに、利用権設定の周知を行い、新たな貸し手の掘り起こしに努める。		

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	1 経営体	0 経営体	0 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.3 ha	0 ha	0 ha
課 題	農地の貸し手が現れると借り手がすぐに見つかる現状であり、新規に農業経営を営もうとする者にとって、農地を確保することが非常に困難な状況にある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積 0.5 ha
活動計画	相談等がある場合、今までの農業経験や現在の状況等のヒアリングを行い、研修先や新規就農方法等のアドバイスを行う。	

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	483 ha	3.7 ha	0.77%
課 題	利用状況調査の実施や利用権設定、中間管理機構の活用を推進し、指導を徹底する。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5 ha 目標設定の考え方:1割程度の解消を目指す。		
	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	21 人	8月	8月～10月
	農地の利用状況調査	農業委員及び農地利用最適化推進委員がそれぞれ担当エリアを調査し、実態を把握する。 各委員は、調査日前に担当エリアの利用状況の把握に努めるため、巡回を行っている。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月	12月	
	その他	文書による指導が原則であるが、状況等を鑑み必要なときは農業委員及び農地利用最適化推進委員が直接指導を行う。	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	483 ha	0 ha
課 題	農地以外の用途に転用する場合、農地法の許可が必要であることを広く周知する。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	隨時、違反転用の情報が寄せられれば、農業委員及び農地利用最適化推進委員と現地確認のうえ、必要な措置を講じるとともに、違反転用が行われないよう日頃から監視等を行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名:	京都府
農業委員会名:	京田辺市

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	919
自給的農家数	362
販売農家数	557
主業農家数	71
準主業農家数	101
副業的農家数	385

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,109
女性	1,058
40代以下	593

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	39
基本構想水準到達者	一
認定新規就農者	5
農業参入法人	3
集落営農経営	6
特定農業団体	一
集落営農組織	6

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	681	107	107	0	0	788
経営耕地面積	422	73	54	19	0	495
遊休農地面積	8.6	5.9	5.9	0	0	14.5
農地台帳面積	765	283	283	0	0	1,048

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 31 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	一						
女性	一						
40代以下	一						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	一	7
認定農業者に準ずる者	一	2
女性	一	2
40代以下	一	1
中立委員	一	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	11	11	5

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	788ha	82.6ha	10.5%
課 領	農業従事者の減少、高齢化等により担い手の確保が課題		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 91.4ha (うち新規集積面積 8.8ha)	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標より
活動計画	1. 農業委員会の両委員の利用調整による担い手等への斡旋 2. 市単独の農地バンク制度の活用による斡旋 3. 年3回(7月、11月、3月)発行の農委だよりで制度等周知	

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成27年度新規参入者数	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数
	4 経営体	0 経営体	0 絏営体
	平成27年度新規参入者が取得した農地面積	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積
	1.3ha	0ha	0ha
課 領	都市近郊であるため地権者の土地の権利意識が高いため、新規参入希望者への土地の利用集積が進まない		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	0.6 ha
活動計画	京都府、京都府農業会議、JA、市農政担当部局と連携を行い、新規参入者の促進を図る		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	788ha	14.5ha	1.8%
課 領	農業者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 2.2ha		
活動計画	農地の利用状況調査	目標設定の考え方: 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標より		
		調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		25人	8月～9月	10月～12月
	調査方法	1. 地域の委員による日常的な調査 2. 農地の利用状況調査 3. 指導対象農地の再調査 4. 農地パトロールにより全域の目視調査		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	12月	1月～3月		
その他	1. 農業委員会の両委員による地権者への指導により、遊休農地の解消及び利用調整を図る 2. 年3回(7月、11月、3月)発行の農委だよりで農地の適切な管理について啓発を図る			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	788ha	0.098ha
課 領	農地パトロール及び農業者等への周知に努めていても、違反転用が発生することがある	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農業委員会の両委員による日常的な監視、転用許可案件の総点検の実施(農地パトロール)し、違反転用に対しては京都府と連携し違反の是正を図る
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：井手町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	236
自給的農家数	140
販売農家数	96
主業農家数	12
準主業農家数	17
副業的農家数	67

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	349
女性	174
40代以下	105

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	4
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	2
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	118	61	11	50	0	179
経営耕地面積	51	28	10	18	0	79
遊休農地面積	3					3
農地台帳面積	141	121	91	30	0	262

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項

第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H30年 6月29日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数	6	6	1		1	2	4 10
認定農業者	—	1					1
女性	—	1					1
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H33年 6月29日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	10				
認定農業者	—				
認定農業者に準ずる者	—				
女性	—				
40代以下	—				
中立委員	—				

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	179ha	10.34ha	5.77%
課 題	町内の農業従事者の高齢化、後継者、若い担い手の不足。 ほ場整備が出来ていない農地(特に井手地区)は集積が進まない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 0.5ha (うち新規集積面積 0.3ha)
	目標設定の考え方:過去の平均実績を参考に算定
活動計画	地域の農業者の課題を把握して担い手への集積が進むよう、年間を通して農業委員や推進委員をはじめJA等の関係機関と地域のニーズを共有して、連携を密にして対応していきたい。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	0経営体	1経営体	1経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0.3ha	0.3ha
課 題	現状新規就農となる担い手は明確でない。 初期投資費用の工面や、農地、作業場所等、地元農業者とのつなぎや情報提供について、積極的に取組む必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.3ha
活動計画	京都府、JA京都やましろ等と連携し、年間をとおして新規参入者が取り組みやすい体制を整える。		

※1 目標は、1年内に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 179ha	遊休農地面積(B) 3.21ha	割合(B/A×100) 1.79%
課 題	農業者の高齢化、後継者不在及び他市町村居住による耕作放棄地の増加		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

活動 計 画	目標	遊休農地の解消面積 0.5ha		
		目標設定の考え方: 遊休農地面積の約1/4を担い手への集積を中心とした解消を図る。		
	農地の利用状況 調査	調査員数(実数) 14人		調査実施時期 7月～10月
		調査方法 農業委員、推進委員による日常的な調査 農地パトロールによる目視調査 地域の農業実行組合との現地確認の実施		調査結果取りまとめ時期 11月～1月
	農地の利用意向 調査	実施時期 11月～12月	調査結果取りまとめ時期 1月～2月	
	その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	179ha	0ha
課 題	農地パトロール等や周知に努めても違反転用が発生することがある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	現況確認や農地パトロールに合わせて違反転用のパトロールを行う。 事案が発生した場合は、早期解決を図るため、京都府と連携し対応する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：宇治田原町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	428
自給的農家数	236
販売農家数	192
主業農家数	44
準主業農家数	29
副業的農家数	119

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	297
女性	123
40代以下	20

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	36
基本構想水準到達者	2
認定新規就農者	4
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計	
耕地面積	208	264	26	238	0	472
経営耕地面積	83	188	18	170	0	271
遊休農地面積	13	8	4	4	0	21
農地台帳面積	224	702	70	632	0	926

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	9	9	8

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	472 ha	126 ha	26.69%
課 題	耕作放棄地の多くが存在する中山間地域では、地理的条件の悪さに加え、有害鳥獣の被害も多く利用集積が進まない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 127 ha (うち新規集積面積 1.0 ha) 目標設定の考え方:過去3ヶ年の平均実績を参考に設定
活動計画	認定農業者と連携し、農地中間管理事業や利用意向調査の回答結果を活用しながら、利用集積に向けた掘り起し活動を展開する。

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成27年度新規参入者数	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数
	2 経営体	3 経営体	0 経営体
	平成27年度新規参入者が取得した農地面積	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.2ha	0.65ha	0.0ha
課 題	新規参入にあたって、初期投資費用の工面や、経験を積める場の確保		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	1.5 ha
活動計画	青年就農給付金や耕作放棄地再生交付金等の各種補助事業を活用したバックアップ体制の充実を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	472 ha	21 ha	4.44%
課 題	後継者不足等により、水田の遊休化が顕著である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5 ha 目標設定の考え方:担い手への新規集積目標の1/2を遊休農地解消に充てる。		
	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
農地の利用状況調査	23 人	10月	11月
	調査方法	農業委員会、農地利用最適化推進委員が地区を分担して、町内すべての農地を調査する。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月	12月～1月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	472 ha	0.2 ha
課 題	是正指導を行う。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農地パトロール等により、違反転用等の発生防止に努める。
------	-----------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：木津川市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,342
自給的農家数	554
販売農家数	788
主業農家数	110
準主業農家数	151
副業的農家数	527

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,179
女性	532
40代以下	1,123

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	24
基本構想水準到達者	9
認定新規就農者	3
農業参入法人	6
集落営農経営	—
特定農業団体	—
集落営農組織	—

※ 農業委員会調べ

単位:ha

田畠	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計	
					耕地面積	經營耕地面積
耕地面積	937	557	—	—	—	1494
經營耕地面積	468	273	118	153	2	741
遊休農地面積	43.8	16.4	—	—	—	60.2
農地台帳面積	1,087	742	—	—	—	1,829

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数	—	—	—	—	—	—	—
認定農業者	—	—	—	—	—	—	—
女性	—	—	—	—	—	—	—
40代以下	—	—	—	—	—	—	—

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 31 年 09 月 30 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	17
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	0
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	19	17	1

*現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,490ha	54.9ha	3.68%
課 題	担い手の確保・育成が困難であるが、効率的・安定的な農業経営を維持し、荒廃農地を増やさないためにも農地の利用集積を推進する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 139.3ha (うち新規集積面積 7.9ha)
	目標設定の考え方:木津川市農地利用最適化推進指針
活動計画	担い手への農地集積が進んでいる地域は、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を促進する。 中山間等の農地の区画・形質が悪く、担い手が少ない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備の活用と併せて営農の組織化・法人化、新規参入者の受入れ促進等、地域に応じた取り組みを行う。

※1 集積面積は、当該年度末時点での利用集積している農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	2経営体	1経営体	0経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	1.7ha	0.4ha	0ha
課 題	農家の高齢化や後継者不足により離農が増加しており、担い手の育成及び確保が必要である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.4ha
活動計画	青年就農給付金や耕作放棄地再生利用交付金等の農業に対する支援の周知を行うとともに、農政課等関係部署と連携し、担い手の育成を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A) 1,490ha	遊休農地面積(B) 60.2ha	割合(B/A×100) 4.00%
課 題	利用状況調査の精度向上と、規定に沿った適正な指導の徹底。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.0ha		
	目標設定の考え方:木津川市農地利用最適化推進指針		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	17人	8月～9月	10月
	農地の利用状況調査 調査方法	地区担当の農地利用最適化推進委員による現地確認。 特に、遊休農地となっていることにより周囲への影響が大きい地域を重点的に目視確認をする。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月	12月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平30年4月現在)	管内の農地面積(A) 1,490ha	違反転用面積(B) 調査中
課 題	違反転用の早期発見及び、早期是正。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	運営委員会等では正方針について協議した上で、京都府及び京都府農業会議と連携し、現地調査や転用関係への事情聴取を踏まえて段階的な是正を図る。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 京都府
農業委員会名： 笠置町

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	82
自給的農家数	64
販売農家数	18
主業農家数	0
準主業農家数	4
副業的農家数	14

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	41
女性	16
40代以下	0

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	0
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	33	24				57
経営耕地面積	7	1	1			8
遊休農地面積	0.8					0.8
農地台帳面積	37	19				56

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	—	0
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	57ha	0ha	0%
課 題	本町では、農地条件や過疎化等により、担い手の確保は難しい		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 0.3ha (うち新規集積面積 0.3ha) 目標設定の考え方:農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想より
活動計画	利用集積の制度を3月に発行する広報誌等を利用し広く周知する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	0経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0ha
課 題	本町の農地規模や山間地といった農地条件、鳥獣害対策等の様々な要因から、新規参入が進んでいない。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.3ha
活動計画	関係機関と連携し、年間を通じて新規参入希望者の相談等を実施する。		

※1 目標は、1年内に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	57.8ha	0.8ha	1.30%
課 題	農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、野生鳥獣被害により、今後も遊休農地は増加するものと見込まれる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5ha		
	目標設定の考え方:管理及び解消の必要性の高い農地を中心に取り組みを行う。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	10人	8月～10月	11月
農地の利用状況調査	調査方法	8月～10月にかけて、農業委員が各担当地区の実態把握を行う。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月	12月～1月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	57ha	0ha
課 題	農地を転用するには、許可及び届出が必要であるということを広く周知することが必要	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	違反転用の発生を防止するため、農業者等への周知に努め、農地パトロールを徹底する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：和束町

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	434
自給的農家数	176
販売農家数	258
主業農家数	125
準主業農家数	32
副業的農家数	101

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	544
女性	251
40代以下	12

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	51
基本構想水準到達者	一
認定新規就農者	6
農業参入法人	6
集落営農経営	14
特定農業団体	0
集落営農組織	14

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	187	580	一	一	一	767
経営耕地面積	72	498	4	485	0	570
遊休農地面積	19	19	6	13	0	38
農地台帳面積	0	0	0	0	0	0

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H29年7月19日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	13	8	1	1	0	4	6	14
認定農業者	一	2	1	0	0	0	0	2
女性	一	2	0	0	0	0	0	0
40代以下	一	0	0	0	0	0	0	0

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H32年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	一	2
認定農業者に準ずる者	一	7
女性	一	2
40代以下	一	
中立委員	一	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	9	6	

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	767	146	19.03%
課 題	耕作条件の悪い急傾斜茶畠や湿地水田は耕作放棄地となっている。また点在する農地や圃場整備の未実施により農地の有効利用が困難なのが現状である。本町では高齢化等により規模縮小意向農家の優良農地を認定農家等に集積し、意欲ある農家の育成を図る。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 150 ha (うち新規集積面積 4 ha) 目標設定の考え方:平成29年度の実績相当値
活動計画	5月、11月末で利用権設定農地の貸借期間終了者に対して、3月、9月に更新等の案内通知を行う。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	2 経営体	2 経営体	1 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	2.8ha	1.9ha	0.7ha
課 題			

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	2ha
活動計画			

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成29年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	767ha	38ha	4.95%
課 題	山間地域で耕作条件の悪い急傾斜茶畠や湿田は遊休化している。急傾斜茶畠や湿田はま場整備の実施を含めた抜本対策が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 4 ha		
	目標設定の考え方:現在の遊休農地面積38haを耕作困難な状況の農地を除き、5カ年計画で解除する。		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		2 人	7月～8月
		調査方法 農地台帳データを基に現地調査。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	10月～11月	10月～11月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	767ha	0ha
課 題	転用許可を受けて転用された土地と無断転用の土地を判別する調査が必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の活動計画

活動計画	各農業委員の協力を得ながら、許可転用と無断転用の判別調査を実施し、無断転用の洗い出しを行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：精華町

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	655
自給的農家数	344
販売農家数	311
主業農家数	110
準主業農家数	14
副業的農家数	187

* 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	483
女性	250
40代以下	41

* 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	12
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	5
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

* 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	362	33				395
経営耕地面積	194.63	17.77	14.09	3.68	0	212.4
遊休農地面積	3.3	0.2				3.5
農地台帳面積	381	50	50			431

*1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

*2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

*3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 20 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	4
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	1
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	5	5	18

* 現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	395ha	5.0ha	1.26%
課 題	集積面積は、昨年度よりも増加し、一定面積を維持、確保できているものの、担い手の農業経営の安定、効率化に資する程度の集積は依然として図れていない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 10 ha (うち新規集積面積 5ha) 目標設定の考え方: これまでの集積面積の2倍程度で設定。
活動計画	随時:貸付希望の荒廃地について、認定農業者等地域農業の担い手に集積を斡旋。

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成27年度新規参入者数	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数
	2経営体	2経営体	2経営体
	平成27年度新規参入者が取得した農地面積	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0.5ha	0ha
課 題	就農意欲がある若手が少ない上に、農業経営を開始する際に必要な農地の確保等が課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	1.1ha
活動計画	随時:新規就農を計画している方へ利用権による農地の貸借について、相談を行っていく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	395ha	3.5ha	0.88%
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地発生防止の注意喚起に努め、所有者等への指導を徹底し、また、一時的な解消とならないよう、貸し借り等の調整も必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 1.5 ha 目標設定の考え方:遊休農地面積(3.5ha)の4割程度の解消を目指す。		
	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		19人	9月	10~11月
	調査方法	9月:前年度調査結果、当該年の把握データ等を基に、区域ごとに担当の農業委員、農地利用最適化推進委員を定めて調査。(新規発生の遊休農地があれば、状況を確認) ※周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査。		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	11月	2月~3月		
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	395ha	0.1ha
課 題	依然として違反転用が解消されないところがある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	隨時:違反転用者に対し、違反是正の意向等を聞き取り。 隨時:違反転用の発生防止の為、広報誌や地元農業委員による農家への啓発等を実施。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：南山城村農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	219
自給的農家数	78
販売農家数	141
主業農家数	44
準主業農家数	41
副業的農家数	56

* 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	245
女性	52
40代以下	23

* 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	32
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

* 農業委員会調べ

単位:ha

田	畠	畠	畠			計
			普通畠	樹園畠	牧草畠	
耕地面積	188	288				476
経営耕地面積	86	259	47	212		345
遊休農地面積						16
農地台帳面積	233	196				429

*1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

*2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

*3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	14	14			
認定農業者	—	6			
認定農業者に準ずる者	—	3			
女性	—	4			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	476ha	14.9ha	3.1%
課 題	本村は中山間地帯であることから、耕作条件の良い農地が少なく、また、28.5%という圃場整備率の低さから、担い手への面積集積には限界がある。だからこそ、限られた圃場整備事業実施農地の利用集積には、重点的に取り組んでいかなければならない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	16ha	(うち新規集積面積	1 ha)
	目標設定の考え方:過年度の集積実績面積の平均を採用。			
活動計画	・4月及び9月に、契約期間満了となる対象者に対して契約更新等の案内通知を行う。 ・10月もしくは3月に、農業委員会広報にて農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施する。 ・新規就農者支援という面からも、新規就農希望者に対する利用集積について積極的に取り組む。			

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成27年度新規参入者数	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数
	0経営体	1経営体	3経営体
	平成27年度新規参入者が取得した農地面積	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0.3ha	1.2ha
課 題	農家の高齢化や後継者不足のため、新規参入者の農地の確保や等継続して参入の確保に努める		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.3ha
活動計画	農政担当と連携し、利用権設定による農地の賃借等について相談を行っていく		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	476ha	16ha	3.4%
課 題	毎年新たな耕作放棄地が発生しているが、耕作放棄となる原因が「鳥獣被害の深刻化」「農業従事者の高齢化」「担い手不足」「農作物価格の低迷」であることから、効果的な防止・解消策を打ち出すのは難しい状況である。 しかしながら、耕作放棄地が隣接農地の営農に影響を及ぼすことがないよう、保全管理の実施を啓発・指導していかなければならない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5ha		
	目標設定の考え方:過年度の実績から平均値を採用。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	19人	9月	10月～11月
	農地の利用状況調査	調査方法	・全ての農地を対象に、地元農業委員が担当地域を巡回して調査する。 ・遊休農地の状態を「A分類・B分類」に区分して調査用地図に記載する。また、新規に発見、もしくは区分変更が生じている荒廃農地については、近景・遠景の現場写真を撮る。
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月	12月	
その他	一		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	476ha	0ha
課 題	本村の農地は、人目に着きにくい谷間や山際に在ることが少なくないため、違反転用や不法投棄等が行われ易い地域であることから、特に注意が必要である。 また、中山間地域であることから平坦な土地が少なく、且つ農村地域であることから農地の占める割合が高く、非農地(宅地・雑種地等)の土地は限られている。故に、転用計画地として農地が選択されてしまう面がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	・農業委員による普段のパトロールにより早期発見。 ・11月、3月発行の農業委員会だよりによる広報等で発生防止に努める。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：亀岡市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2493
自給的農家数	686
販売農家数	1807
主業農家数	478
準主業農家数	87
副業的農家数	1242

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6309
女性	3180
40代以下	2233

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	87
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	37
農業参入法人	31
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	2650	109				2760
経営耕地面積	1317	103	84	19		1420
遊休農地面積	4.6	0.2				5
農地台帳面積	2710	150				2860

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサス(2015)に基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H32年 7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	29	29	18

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2760ha	338ha	12.2%
課 題	個人の担い手は増えてきているが、集落組織での集積ができず、集落の組織づくりが必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 341 ha (うち新規集積面積 3 ha) 目標設定の考え方:前年度実績及び新規参入者取得面積過去3か年の平均を参考
活動計画	・担い手への農用地の利用集積に係る遊休農地現地確認、所有者意向調査 ・農地中間管理機構の行う利用集積の促進、協力を図っていく

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成27年度新規参入者数	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数
	3経営体	8経営体	13経営体
	平成27年度新規参入者が取得した農地面積	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積
	1.2ha	3.3ha	3.2ha
課 題	担い手の支援・育成を行っているが、高齢化、後継者不足について深刻な状況となっている。 新規就農者等の育成や、定年帰農者の確保を進めていくことが課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	5経営体	参入目標面積	3.0ha
活動計画	随時、就農希望者に対する就農相談や情報提供ができる体制をつくり、新規就農者の確保に努める。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2765ha	5ha	0.18%
課 題	農業収入の低下による担い手不足、高齢化により、所有者はもとより、地域においても、農地を維持管理及び集落自体の機能維持ができなくなっている。耕作放棄地解消には、農業をどうするのかといふ抜本的な考え方をもとに、総合的な施策が必要。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha		
	目標設定の考え方:遊休農地の15%の解消		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	150 人	7月～8月	9月～10月
農地の利用状況調査	調査方法	・農地利用最適化推進委員及び農業関係団体による耕作放棄地調査実施 ・農地利用最適化推進委員及び農業関係団体による検討会開催 ・耕作放棄地解消モデル地区を選定し、解消に向けた活動を実施	
		実施時期	調査結果取りまとめ時期
農地の利用意向調査		10月～11月	12月
その他			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2760ha	0. 5ha
課 題	早期に撤去・農地復元するよう関係機関に対して、農業委員会会長名にて書面にて報告するとともに、行為者に対しても指導している。また、早期に農地復元するよう、都市計画法関連機関と共に指導している。同様の事案の発生を防止するため、農地パトロールを実施するほか、農業者に対し、周知を図る。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	・違反転用の是正指導等を随时実施 ・農地パトロールの実施(7月～8月) ・農業委員会だよりでの農業者等への周知(1月)
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名：京都府
農業委員会名：南丹市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,804
自給的農家数	921
販売農家数	1,883
主業農家数	125
準主業農家数	334
副業的農家数	1,424

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6,421
女性	3,244
40代以下	1,667

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	96
基本構想水準到達者	—
認定新規就農者	22
農業参入法人	—
集落営農経営	29
特定農業団体	—
集落営農組織	29

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,510	218	—	—	—	2,728
経営耕地面積	1,693	97	77	20	—	1,790
遊休農地面積	9	—	—	—	—	9
農地台帳面積	2,566	295	295	—	—	2,861

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 30 年 6 月 30 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	30	28	1	1	1	4	7	35
認定農業者	—	5	—	—	1	1	2	7
女性	—	—	—	—	—	2	2	2
40代以下	—	—	—	—	—	—	—	—

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積 2,728 ha	これまでの集積面積 382.3 ha	集積率 14.0 %
課 題	農業従事者の高齢化や集落営農組織の弱体化等から遊休農地が増加し、地域の担い手不足や米価の下落、有害鳥獣被害から耕作意欲が減退し、利用集積化が図れない状況である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 386.3 ha (うち新規集積面積 4 ha)
	目標設定の考え方: 地域(旧町)ごとに1ha程度の新規利用権設定を目指す。
活動計画	9月 農業委員会だよりなどを活用し、農地利用集積計画による利用権設定制度の周知 9月 利用権設定の終期到来者に対し再設定の手続き案内の送付 9月～11月 農業委員による新規利用権設定者の掘り起こし及び担い手へのあつせん活動

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	18 経営体	10 経営体	10 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	7.6 ha	2.6 ha	3.2 ha
課 題	農家の高齢化や米価の下落などから遊休農地が増加しており、担い手の育成・確保を図るなど、農業・農村の活性化が急務となっている。そのため、認定農業者制度や集落営農の法人化の意義、京力農場プランによる将来の地域農業あり方などのメリットについて啓発に努め、新規参入者を確保する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	10 経営体	参入目標面積	3.0 ha
活動計画	南丹市ケーブルテレビや農業委員会だよりなどを活用し、制度の周知や普及に努めるとともに、新規参入者の掘り起こし活動を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 2,728 ha	遊休農地面積(B) 9 ha	割合(B/A×100) 0.33 %
課 題	農業従事者の高齢化、地域農業を支える担い手不足、集落営農組織の弱体化、米価の下落等により遊休農地予備軍が増加傾向にあるため、農地利用状況調査を通じた農地の現況把握と遊休農地所有者に対する意向調査の実施とともに利用権設定の働きかけや的確な指導が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 1 ha		
活動計画	農地の利用状況調査	目標設定の考え方:		遊休農地所有者への是正指導により、5年内に5割の遊休農地の解消に努める。
		調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		59人	8月	9月～10月
		調査方法	[期間] (8月下旬)荒廃農地の発生・解消状況調査の実施 [体制] 班編成により、農業委員、最適化推進委員と随行員1名による調査 [調査] 調査区域は、2名又は3名の農業委員、最適化推進委員の担当区域とし、納稅猶予特例適用農地を明確にする中で農業振興地域整備計画の農用地区域内農地及び周辺優良農地を調査 [検討] 調査後は農地の現況、所有者の農地利活用の意向、対象地の地域事情などを踏まえて地域別検討会を開催し、情報共有を図り、解消に向けた委員活動や是正に向けた指導通知を行なう。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
	11月	11月～12月		
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 2,728 ha	違反転用面積(B) 0 ha
課 題	農業委員会だより、CATVなどを活用し、農地法遵守に対する農家の意識向上を図る必要がある。また、市域の農地は中山間地域に多くあり、農業委員・最適化推進委員、地元農業者の目も行き届きにくく、違反転用の早期発見が難しいため、行政組織と一緒に監視体制が必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農業委員や最適化推進委員による担当地域の農地の動向把握や農地パトロールの実施により、早期の発見を目指す。また、農業委員会だより、お知らせ、CATV等で農家に対する農地法の周知を強化し、法令順守意識の向上を図る。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：京丹波町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,708
自給的農家数	686
販売農家数	1,022
主業農家数	74
準主業農家数	120
副業的農家数	828

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,293
女性	620
40代以下	13

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	51
基本構想水準到達者	一
認定新規就農者	5
農業参入法人	0
集落営農経営	37
特定農業団体	2
集落営農組織	35

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	1,420	237				1,660
経営耕地面積	913	110	80	30		1,023
遊休農地面積	9	3	3			12
農地台帳面積	1,527	316	316			1,843

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H33年2月10日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	一	3
認定農業者に準ずる者	一	2
女性	一	一
40代以下	一	1
中立委員	一	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	22	22	22

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,660 ha	241.3 ha	14.53%
課 題	農業従事者の高齢化に伴い、不耕作地が増え、また相続による離農や町外在住の農地所有者が増加傾向にあり、遊休農地が増加していることから、農業委員会と関係機関が連携して利用調整を行うなど、尚一層に農地の確保・有効利用を図っていく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 247.3 ha (うち新規集積面積 6 ha)	
目標設定の考え方:地域(3地区)ごと2ha程度の集積を目指す。		
活動計画	年間を通して ・利用権設定の期間満了時に再設定の手続き案内の送付を行い、設定率向上につなげる。 ・利用権設定時の賃借料情報を広報紙等に掲載し、農業者への周知を図る。 ・町地域農業再生協議会と連携し、農業経営改善計画の作成支援や経営改善に必要な情報提供、個別相談を行う。 ・持続可能な地域営農のため、京力農場プラン(人・農地プラン)の作成について、地域へ働きかけを行う。	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年内に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	1 経営体	2 経営体	0 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
課 題	有害鳥獣被害、畦畔管理重労働、米価の下落により、農業を営む担い手の確保が難しい。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	2 ha
活動計画	町農業再生協議会等と連携し、制度の周知や普及に努めるとともに、新規参入者の掘り起こし活動を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,843 ha	12 ha	0.72%
課 題	農業者の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加。また、米価の下落による農業者の意欲低下も顕著に現れている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.5 ha 目標設定の考え方:前年度の数値を鑑みて目標値を継続する。		
	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	41人	8月～10月
	調査方法	・全農地を調査対象とし、地域担当の委員を定め目視により巡回調査を一斉に実施する。 ・遊休化した農地は、内容を精査し地図等に記録する(写真撮影も有り) ・調査後、管内の全調査記録票を取りまとめ、意向調査の資料を作成する。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～12月	1月～2月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,660ha	0ha
課 題	農業委員会だより等を活用し、農地法遵守の啓発を行なっているが、農業委員会の委員のみでは、早期発見に限界がある。府の行政組織とも連携を図り、一体となる取り組みが必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農業委員による農地パトロール(毎年10月実施)を行い、無断・違反転用を確認した場合には、速やかに指導を行う。 ・農業委員会の広報紙(1月発行分)に法令遵守の啓発を掲載し、農地所有者の意識を高める。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 京都府
農業委員会名： 綾部市

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,382
自給的農家数	1,104
販売農家数	1,278
主業農家数	110
準主業農家数	161
副業的農家数	1,007

* 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,800
女性	829
40代以下	104

* 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	49
基本構想水準到達者	0
認定期新規就農者	9
農業参入法人	0
集落営農経営	37
特定農業団体	1
集落営農組織	36

* 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	2,080	530	-	-	-	2,610
経営耕地面積	1,448	160	105	55	-	1,608
遊休農地面積	7	1	1	-	-	8
農地台帳面積	2,281	711	711	-	-	2,992

*1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

*2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

*3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32年 7月19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	19	19			
認定農業者	—	5			
認定農業者に準ずる者	—	5			
女性	—	3			
40代以下	—	0			
中立委員	—	6			

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,610ha	489ha	18.75%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により担い手が不足していること		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 500ha (うち新規集積面積 11ha) 目標設定の考え方:近年の利用権設定の実績を勘案した
活動計画	年間を通じて農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業委員会協力員により、利用権の終期を迎える方への更新の周知や掘り起し活動を行う

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	2経営体	2経営体	1経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.5ha	1.5ha	0.5ha
課 題	過疎・高齢化が進む本市において地域農業を守っていくためには、集落営農組織と担い手組織との連携を図りながら新たな経営体を育していくことが必要である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	1.0ha
活動計画	関係機関や地域と連携して農業に関心のある方を新規就農につなげていく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,618ha	8ha	0.31%
課 題	農家の高齢化と担い手不足とともに山間地など鳥獣被害や地理的条件の悪い地域での遊休化が進んでいる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 2ha 目標設定の考え方:農家の高齢化や後継者、担い手の不足により耕作者の確保に課題があるとともに、鳥獣被害が顕著な状況の中、解消の必要性が高い農地を中心として取組を進める。		
		調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	160人	7月～8月	9月～10月
	調査方法	農業委員会協力員、農地利用最適化推進委員及び農業委員による調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月	12月～1月	
	その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,610ha	0.15ha
課 題	遊休農地の増加に伴い違反転用の増加も懸念されるため、遊休農地対策とあわせた取組の推進が必要。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	広報紙や農業委員会協力員を通じて農地農の手続きの周知を図る。 2月に農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施する。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 京都府
農業委員会名： 舞鶴市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2041
自給的農家数	1327
販売農家数	714
主業農家数	61
準主業農家数	86
副業的農家数	567

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1053
女性	537
40代以下	51

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	23
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	12
農業参入法人	12
集落営農経営	23
特定農業団体	
集落営農組織	23

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	954	330				1,280
経営耕地面積	488	96.4	77.5	18.9		584.4
遊休農地面積	60	40				100
農地台帳面積	1,527	770				2,297

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	一						
女性	一						
40代以下	一						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	一	7
認定農業者に準ずる者	一	2
女性	一	3
40代以下	一	1
中立委員	一	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	17	17	17

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,280 ha	120 ha	9.40%
課 題	地位の担い手が不足しており、集積に限度がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 90 ha (うち新規集積面積 50 ha) 目標設定の考え方:実績を踏まえ総合的に判断し、目標達成可能な数値とした。
活動計画	年間を通して農地中間管事業を活用し、農地の利用集積を図る

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	5経営体	2経営体	1経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.9ha	0.4ha	0ha
課 題	新規就農者を継続して確保することが課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	0.5ha
活動計画	年間を通して新規参入者の掘り起こし活動を行う。 2月に行う若手農業者との意見交換時に、新規参入を検討している若者の情報収集を行う。		

※1 目標は、1年内に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,280 ha	遊休農地面積(B) 105 ha	割合(B/A×100) 8.20%
課 題	農家の高齢化や獣害などにより、遊休化する農地が増えている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 2 ha		
		調査員数(実数) 100人	調査実施時期 7月～8月	調査結果取りまとめ時期 9月～10月
農地の利用状況調査	調査方法	事務局で作成した調査表と図面を基に、農地利用最適化推進委員、農業委員、協力員が現地調査を行う。		
	実施時期 10月～11月	調査結果取りまとめ時期 11月～12月		
その他	10月に新たに遊休農地と判定された農地について、再度調査を実施する。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,280ha	違反転用面積(B) 0.9ha
課 題	農地法の認識不足により、違反転用に及んでしまうケースが多く見受けられるため、農地転用制度の周知徹底が課題である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農地利用状況調査や農地パトロールの実施により、違反転用の早期発見、未然防止に努め、違反転用者には農地への復旧計画を提出するよう指導していく。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：福知山市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	3,915
自給的農家数	1,853
販売農家数	2,062
主業農家数	102
準主業農家数	334
副業的農家数	1,626

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,557
女性	1,191
40代以下	36

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	83
基本構想水準到達者	86
認定新規就農者	8
農業参入法人	22
集落営農経営	60
特定農業団体	
集落営農組織	60

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	2,780	759	—	—	—	3,540
経営耕地面積	1,872	304	203	80	22	2,176
遊休農地面積	18	16	—	—	—	34
農地台帳面積	3,180	1,136	1,127	9	—	4,316

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 30 年 1 月 1 日

	選舉委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	20	19
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	30	29	8

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積 3,540 ha	これまでの集積面積 713 ha	集積率 20.14 %
課 題	過疎高齢化や農産物価格の低迷の中で、零細な農業者では地域農業を守つていくことは困難である。地域農業を守るためにには、地域営農組織と個人担い手を育成支援することが必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 713 ha (うち新規集積面積 0 ha)
	目標設定の考え方: 認定農業者の確保が困難となっている。
活動計画	農業委員等からの情報収集を行い、市担当部局と連携して認定農業者推進活動を実施する。また、昨年に引き続き、支援策の充実を市長事務部局に求める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	9 経営体	9 経営体	12 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
課 題	過疎高齢化や農産物価格の低迷の中で、零細な農業者では地域農業を守つていくことは困難である。地域農業を守るためにには、地域営農組織と個人担い手を育成支援することが必要である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	9 経営体	参入目標面積 0.2 ha
活動計画	農業委員等からの情報収集を行い、市担当部局と連携して認定農業者推進活動を実施する。また、昨年に引き続き、支援策の充実を市長事務部局に求める。	

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,573.8 ha	33.8 ha	0.95 %
課 題	放棄地の多くが、面積が小さく機械が使用できない。獣害の受けやすい山間地に位置するなど条件不利地である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha		
	目標設定の考え方: 条件不利地が多く、耕作者の確保も難しい中で、解消目標の設定は困難である。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	100人	8月～10月	11月
	農地の利用状況調査	調査方法 ・市長部局担当課と農業委員会との合同現地確認 ・農業委員等による日常的な利用状況調査 ・農地パトロールによる見回り	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月	12月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,540 ha	5.2 ha
課 題	改善指導により、違反転用の認識を持たれても、現状回復が困難な状態であつたり、費用面等から復元をされないケースも考えられる。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農地パトロールによる見回りと、地区推進協議会と連携した改善指導を行う。また、委員会広報誌を利用した啓発を行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：宮津市

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	827
自給的農家数	440
販売農家数	387
主業農家数	50
準主業農家数	77
副業的農家数	260

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	539
女性	244
40代以下	11

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	27
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	5
農業参入法人	4
集落営農経営	14
特定農業団体	
集落営農組織	14

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	565	178				743
経営耕地面積	336	48	32	15	1	384
遊休農地面積	29	19	19			48
農地台帳面積	757	345	330	15		1,102

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32年 7月19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	14	14			
認定農業者	—	2			
認定農業者に準ずる者	—	3			
女性	—	3			
40代以下	—	1			
中立委員	—	1			

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	743ha	75.2ha	10.12%
課 題	農業従事者の減少・高齢化による担い手の減少		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	74.3ha	(うち新規集積面積	8.7ha)
	目標設定の考え方:農地面積の10%を集約する。			
活動計画	利用権設定について、農業委員及び事務局から相談時に説明を行う他、関係機関との連携のもと「京力・農場プラン」の策定および中間管理事業の活用を推進する。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	1経営体	0経営体	1経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	1.6ha	0ha	0.05ha
課 題	小規模な農地が多く、また農産物価格の低迷により収益性が低い。 地域との調和など、新規参入者を阻害する要因の整理、克服。 新規参入者に対する住居、農機具等の支援体制の確立。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	京都府、京都府農業会議、市産業経済部等と連携し、新規参入者の受入促進を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	791ha	48ha	6.07%
課 題	農業者の高齢化と人口減少等による後継者不足		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5ha 目標設定の考え方:遊休農地の面積の10%を解消する。		
	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	97人	7月～8月	8月～11月
	農地の利用状況調査 調査方法	7月下旬に農業委員、推進委員及び農業委員会協力員に農地地図を渡し、8月に現地調査を実施。調査終了後、事務局に提出を求める。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月	11月～12月	
その他	農業委員および農業委員会協力員による所有者等への指導により、遊休農地の解消を図る。		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	743ha	0ha
課 題		

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農業委員による日常的な状況把握のほか、毎年10月に実施している農地パトロールにより、違反転用者に対する指導を行う。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：与謝野町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	641
自給的農家数	300
販売農家数	341
主業農家数	101
準主業農家数	24
副業的農家数	216

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	443
女性	160
40代以下	29

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	36
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	4
農業参入法人	3
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	900	48	48			948
経営耕地面積	699	20	18	2		719
遊休農地面積	6	1	1			7
農地台帳面積	1,008	129	129			1,137

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 30 年 7 月 31 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数	20	19	1	1	0	4	6
認定農業者	—	7	0	0	0	1	1
女性	—	0	0	0	0	2	2
40代以下	—	1	0	0	0	1	1

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,137 ha	409 ha	35.97 %
課 題	年々高齢者のリタイヤにより、担い手へ農地が集積されているが、面的な集積をより進めしていく必要があるため、地主・地域の理解を求め、面的な集積を進める必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 420 ha (うち新規集積面積 11 ha) 目標設定の考え方： 担い手農家の高齢化により、規模縮小が図られると予想されるが、農地が分散されないよう他の担い手へ集積を図る。
活動計画	利用権設定が満了する12月頃に、農業委員により利用権再設定や地主の理解を求めるこにより面的集積を進める。 掘起し活動を行い、未設定農地の解消を図る。 農地中間管理事業の利用による集積を進める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成27年度新規参入者数	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数
	3 経営体	2 経営体	0 経営体
	平成26年度新規参入者が取得した農地面積	平成27年度新規参入者が取得した農地面積	平成28年度新規参入者が取得した農地面積
	3.5 ha	0.3 ha	0 ha
課 題	近年、若い担い手の参入があり良い状況であるが、継続して参入が有るように推進していく必要がある		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1 ha
活動計画	12月中に京力農場プランを1地区で策定し、新規の参入を推進していく		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,137 ha	遊休農地面積(B) 7.1 ha	割合(B/A×100) 0.62 %
課 題	・調査及び指導方法の確立。 ・耕作不適地から遊休農地が顕著に現れ始めているため、営農農地に影響を及ぼす恐れがある農地を中心に管理等の指導を行う必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha		
	目標設定の考え方： ほ場の立地条件や営農条件等を考慮した上で、解消及び管理の必要性の高い農地を中心に取り組みを行う。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	23 人	8月～9月	10月～11月
	農地の利用状況調査	調査方法	各農業委員の担当地域の地図を活用し、区域内全農地の調査を行う。
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	12月～1月	2月	
	その他	—	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,137 ha	違反転用面積(B) 1 ha
課 題	違反転用も遊休農地と同様に年々増加する可能性があることから、遊休農地対策と平行した、指導や注意喚起が必要となる。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農業委員による普段のパトロールにより早期発見、発生防止に努めるとともに、違反転用者の指導にあたる。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 京都府
農業委員会名： 伊根町

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	260
自給的農家数	119
販売農家数	141
主業農家数	24
準主業農家数	47
副業的農家数	70

	農業者数(人)
農業就業者数	206
女性	96
40代以下	28

※ 農林業センサス(2010)に基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	21
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	1
農業参入法人	1
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	124	5	5	0	0	129
經營耕地面積	124	5	5	0	0	129
遊休農地面積	0.28	0	0	0	0	0.28
農地台帳面積	402	253	253	0	0	655

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 經営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	0
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	3	3	3

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	129ha	62ha	48%
課 題	遊休農地化を防ぐため認定農業者等の担い手に農地を集積し、農地の有効活用を図っているが、その担い手も高齢化、後継者不足等が深刻化している。経営規模拡大の可能性を持つ担い手へより選択的に、また経営効率が向上するように農地の集積を進めていく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 63ha (うち新規集積面積 1 ha)
	目標設定の考え方:現状増加は難しいが、可能なかぎり増加に努める。
活動計画	8月～12月農地集積・流動化活動 ・利用権設定終期を迎える関係者に意向確認、更新等の事務を進める。 ・中間管理事業に取り組んでいる農業者には更なる集積が可能か検討する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	2経営体	0経営体	0経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	17.5ha	0ha	0ha
課 題	地域農業の維持だけでなく集落機能の維持という意味でも、多様な農業担い手の育成・確保が急務である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	随時受け入れ等の相談活動を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	129ha	0.28ha	0.21%
課 題	近年農業集落を取り巻く状況は、農業者の高齢化、兼業化、後継者不足等が深刻化し、優良農地の保全も厳しい傾向にある。認定農業者等に農地を集積し農地の有効活用を図り、遊休農地化を防ぐことが課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.28 ha 目標設定の考え方:遊休農地の解消を目指す		
	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	14人	6月～8月	9月～11月
	農地の利用状況調査	調査方法	調査員を農業委員・農地利用最適化推進委員とし、担当地区毎に農地を現地調査。
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月～12月	1月	
	その他		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	129ha	0ha
課 題	農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等違反はないが、農業者の高齢化や転出等により農地が荒れています。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	・随时、農業委員の各担当における農地パトロールの実施。 ・11月、全農業委員による農地パトロールの実施。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：京都府
農業委員会名：京丹後市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	3,124
自給的農家数	1,184
販売農家数	1,940
主業農家数	251
準主業農家数	303
副業的農家数	1,386

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,549
女性	1,111
40代以下	188

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	172
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	21
農業参入法人	4
集落営農経営	24
特定農業団体	3
集落営農組織	21

※農業委員会調べ

単位:ha

田	畠	煙				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,690	1,130				4,820
経営耕地面積	2,691	533	352	91	90	3,224
遊休農地面積	61.9	34.6	34.6			96.5
農地台帳面積	3,650	1,345	1,345			4,995

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 31年06月30日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	36	36	196

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,820ha	822ha	17.05%
課 題	平成26年度に中間見直しした京丹後市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において、平成31年度までの農地利用集積の目標を管内の農地面積の50%に設定し、担い手への利用集積を進めているが、ほぼ担い手への集積が出来ているのは国営開発農地だけである。水田部については、土地改良事業を契機に徐々に集落営農組織が立ち上り、徐々ではあるが集積が進んでいる。近年は過去に設定した利用権の更新が中心であり利用権の再設定が進んでいない現状であるが、農業委員、農地利用最適化推進委員が担い手のもとへ訪問し、ヤミ小作となっている農地の利用権設定を促していく。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	822ha	(うち新規集積面積	100ha)
	目標設定の考え方:			
活動計画	農地中間管理事業などを活用して、担い手への集積を図る。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	6 経営体	4 経営体	5 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	8.9ha	8.0ha	8.0ha
課 題			

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	4経営体	参入目標面積	8ha
活動計画	認定新規就農者の確保・育成を行うため、関係機関が一体となり就農予定者の支援を行うことにより、4名程を目標に認定を行う		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A) 4,820ha	遊休農地面積(B) 96.5ha	割合(B/A×100) 2.00%
課 題			

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5.5 ha		
	目標設定の考え方: 緑判定農地を対象として設定(農業委員19名、農地利用最適化推進委員36名の55名が各人10aの再生目標面積を持ち活動を行う。)		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	36 人	4月～3月	5月～3月
農地の利用状況調査	調査方法	各農地利用最適化推進委員の担当地区や遊休農地利活用推進員の日常業務の一環で調査する。 また、農地を求める耕作者からの相談により、農業委員、農地利用最適化推進委員及び遊休農地利活用推進員が遊休農地の地主の意向を調査(聞き取り)する。	
	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
農地の利用意向調査	4月～3月	4月～3月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,820ha	0.0ha
課 題	判明及び通報のあった農地から指導を行なう。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活動計画	農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールの強化 8月24日に農業委員で農地パトロールの実施予定 日常のパトロールや通報等により発覚した場合は直ちに指導に入る 広報等により転用等の手続きの必要性を促す。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入